

# 協定書

国土交通省 中国地方整備局

鳥取県

島根県

岡山県

広島県

山口県

岡山市

広島市

一般社団法人 日本建設業連合会 中国支部

# 災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する 包括的協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）並びに鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事、岡山市長及び広島市長（以下「乙」と総称する。）と一般社団法人日本建設業連合会中国支部長（以下「丙」という。）は、災害又は事故（そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。以下同じ。）における緊急的な応急対策（以下「業務」という。）の支援に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、業務の支援範囲において発生した、地震・大雨等の異常な自然現象による業務の支援に関し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

## （業務の支援範囲）

第2条 業務の支援範囲は、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設（以下「所管施設等」という。）における災害又は事故の発生箇所とする。

2 前項に規定する範囲外に特に必要として、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長が丙が長を務める団体の会員（以下「丙の会員」という。）に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、丙の会員はこれに応じるものとする。

## （業務の内容）

第3条 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長は、所管施設等に被害が発生し、甲及び乙が個別に締結している災害に関する協定を補完する上で、甲又は乙が丙の協力が必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に、使用可能な建設資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて資機材及び人員に関する情報を報告するものとする。

ただし、中国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は

自発的に、資機材及び人員に関する情報収集を開始するものとする。

- 3 甲は、前1項及び2項の実施にあたり、必要に応じて乙へ助言等を行うものとする。
- 4 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長は、丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲及び丙に通知するものとする。
- 5 丙の会員は、甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長からの出動要請があった場合、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を調査し、甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長の指示により、業務の支援を実施するものとする。
- 6 丙は、本協定に基づく支援が長期にわたり、甲の派遣要請があった場合、中国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。
- 7 甲、乙及び丙は緊急時の連絡体制を整えるとともに、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 8 丙は、丙の会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設資機材等の員数について毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 9 丙の会員は、業務の支援を迅速に実施できるよう、建設資機材及び必要な人員の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 乙が丙と前2項に定める報告と同様の報告を求める協定を締結している場合は、前2項に定める報告先から乙を除く。

#### (契約の締結)

第4条 甲若しくは事務所等の長及び乙若しくは乙の所掌する地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく丙の会員と請負契約等を締結するものとする。

#### (大規模災害時等の場合)

第5条 地震・大雨等の異常な自然現象により、複数の県又は政令市にわたる災害等（以下「大規模災害時等」という。）が発生した場合は、第3条の規定にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある業務の支援のため必要な調整を行うことができるものとする。

(本協定の適用範囲)

第6条 本協定は、甲又は乙の個別自治体と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲が前条に基づき調整を行うことができるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結日から平成29年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所等の長に係るものについては甲若しくは事務所等の長に、乙若しくは乙の所掌する地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは乙の所掌する地方機関の長に報告し、その処置について甲若しくは事務所等の長に係るものについては甲若しくは事務所等の長と、乙若しくは乙の所掌する地方機関の長に係るものについては乙若しくは乙の所掌する地方機関の長と協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書9通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年 3月29日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

丸山 隆英



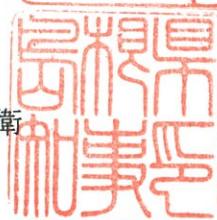
乙 鳥取県知事

平井 伸治



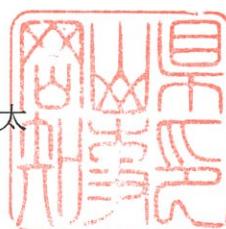
島根県知事

溝口 善兵衛



岡山県知事

伊原木 隆太



広島県知事

湯崎 英彦



山口県知事

村岡 翠政



岡山市長

大森 雅夫



広島市長

松井 一實



丙

一般社団法人日本建設業連合会中国支部

支部長 木村 普



